

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、相互扶助精神のもと、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合は「地域・組合員とのふれあい活動と専門体制による事業展開で、求められるJ A活躍する人が集うJ Aをめざします」の経営理念を掲げ、組合員・利用者の皆様にサービスを提供し、信頼を深めていただけるよう努力しております。この理念に沿い、また2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かで安心できる生活づくりに貢献するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を変更いたしました。

なお、本方針に基づく取組の状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当J Aと全国共済農業共済協同組合連合会（以下、J A共済連）が共同で事業運営しております。J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、以下、ホームページをご参照ください。

1. お客さまへの最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

お客さまに提供する金融商品の選定にあたっては、特定の投資運用会社に偏ることないように提供するとともに、J Aグループの特色を生かしJ A系統の中央機関である農林中央金庫が、商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件等が適切なものを確認し、その上でお客さまの最善利益の追求観点から、更に当組合にて選定し提案致します。

また、お客さまにとって、長期投資に適した、商品の選びやすさを考慮し、一定の商品数に絞った「セレクトファンド」をご用意します。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

(2) 共済仕組み・サービス

当J Aでは生活や農業を取り巻く様々なリスクへの備えや、ライフプラン合わせた最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当J Aは市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。【原則2本文および(注)、原則6本文および(注1・2・4・5)】

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

①お客さまの意向を確実に捉えるため、ふれあい活動を通じながら、対話を重ねたうえで、金融知識・経験・財産・ニーズ・投資目的を確認・語りながら、お客さまの立場にたった視点から、ふさわしい商品をご提案いたします。

②お客さまの投資経験を確認し、それに伴った資産運用ガイダンスを活用しながら、つかう、ためる、ふやす等の色分けを親身・一緒に考え、運用目的に寄り添った提案を行います。特に高齢のお客さまに対しては、原則として家族等の同席を求め、併せて役席者が同席し厳正な適合性の判定により十分確認しながら丁寧な説明を実施いたします。なお、説明に際しては、専門体制から設置している投資信託専任担当者が、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について重要情報シート等を用いて分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

③お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

④お客さまの資産形成や老後の備えに対するニーズに対しては、これまでの農業収入等を考慮しながら、重要な税制優遇制度（NISA・iDeCo等）についても説明資料を用いて、わかりやすくご案内いたします。

⑤お客さまへの商品の提案に際しては、お客さまのリスク許容度を確認し、リスク許容度に応じた商品を提案することがお客さまのニーズにあった対応であると考えていることから、「長期・分散・安定」型投資の商品を中心に提案をし、提案フローとして「資産運用ガイダンス」→「資産運用スタイル診断シート」→「セレクトファンドマップ」の流れで資材活用し、商品数を絞りつつ、お客さまと真摯に対話しながらニーズの確認から商品の絞り込みまでを行います。

また、商品をご購入いただいた後も、求められるJAとなるべく、お客さまの安定的な資産形成をサポートし、投資環境の変化やお客さまのニーズの変化等に応じ、必要な情報の継続的なご提供など、丁寧なアフターフォローに努めます。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

（2）共済の事業活動

①当組合は、3Q活動を通じ組合員・利用者の皆さま一人ひとりに寄り添い、安心と満足を提供するため、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりのライフプランに応じた最良・最適な保障・サービスをご提案します。

②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

③特に高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

④組合員・利用者の皆さまに対し、共済金等の請求の勧奨や各種サービスの提供等、日々のお付き合いを通じてより安心していただけるアフターフォローに努めます。

⑤なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理してまいります。

【原則 3 本文および (注)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

これまで当組合が培ってきた地域・組合員とのふれあい活動を生かし、相手目線に立って商品提供できるよう、研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

また、お客様からいただいた「声（お問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、お客様に対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築する為、外務員資格者、内部管理責任者、営業責任者の研修システムを利用した e ラーニングの受講や、専門性の向上を目的とした研修も実施していきます。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文および (注)】

(※) 上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021 年 1 月改訂) との対応を示しています。